

令和5年9月4日（月）

4 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただ今の出席議員は14人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、1番・田崎幸夫君の発言を許します。1番、田崎幸夫君。

(1番 田崎幸夫君 登壇)

○1番【田崎幸夫君】 一般質問初日、議長のお許しを頂きましたので、私の質問に入らせていただきます。

今回も前々回に引き続きまして、議席番号1番、質問も1番ということで、いつも1番、2番なんですけども。今回ですね、3点お伺いいたします。

1点目になります。この質問は3月に先輩議員も質問しておりますが、子育て支援について。

7月15日の下野新聞に掲載されました、給食費9市町が減額、物価高を受け家庭負担軽減ということで、物価高が長引く中、子育て世帯の経済負担を軽減するために、県内25市町村のうち9市町が本年度ですね、小中学校の給食費を減額していることが下野新聞社の取材で分かったということで、うち7市町は2022年度以降、2市町はより以前から減額を行っている。一方で、食材費の高騰を理由に値上げに踏み切ったケースもあるとありますが、それぞれ対応は分かれば、市町で学校を比較すると最大で4倍以上の開きも出ていと掲載されておりました。

それをですね、県内25小中学校の給食費の動向を見ると、上三川町は据置きとありますが、小学生で年額5万3,900円、年額ですね。これは25市町で一番の高額と。中学生では、佐野市、下野市、野木町、宇都宮市の6万500円に次いで年額5万9,895円、5番目の高額になります。

このような現状を踏まえてですね、学校給食費の無償化又は減額を行う考えはあるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

学校給食においては、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するとともに、学校における食育の推進を図ることなどを目的に実施しております。

学校給食の実施に必要な経費は、学校給食法の規定により、施設・整備の修繕費用及び学校給食に従事する職員の人件費等は市・町が負担し、それ以外の経費は児童・生徒の保護者が負担することとなっております。

現在本町では、米飯の炊飯委託料約1,730万円、米飯給食の拡大に伴う食材材料費として約440万円、合わせて年間2,170万円の助成措置を実施しております。また、物価高騰対策として、令和4年度は約1,000万円、今年度は約1,350万円を食材費として町が助成しております。保護者にはそれ以外の食材費のみを給食費として御負担いただいているところです。

議員御指摘の給食無償化を実施するには、年間1億3,800万円程度の予算措置が必要となることから、現在のところ、給食費の一部補助を含めて無償化の考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 今無償化にすると1億3,000万円というお話でしたけども、これ、町民の方はですね、人口と言ったらいいのか、子供の数と言っていいのか、一番低額の茂木町は年間1万2,300円とか、中学生1万4,400円、こういう数字をやはり見てしまうものですから、人口割と言えはそれで終わりなんですけども、この辺どのように考えますかね、この差額というのを。町民に言われた場合に。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

差額がかなり額があるというような記事が新聞で掲載されているところですが、議員おっしゃられたように新聞に掲載された額はですね、本来定められている給食費の額ではなくてですね、国の交付金などを各市町が活用して減額を実施した後の額の市町が載っているところでございます。

本町におきましては、教育長の答弁にもございましたように、交付金の活用方法といたしまして、給食費を減額するのではなく、物価上昇により高くなっている材料費として助成を行ったところでございます。額としては、本年度の場合、児童生徒1人当たり約5,500円の助成となっております。

子供たちにはですね、学校生活において給食を楽しみにしていることでもありますので、なるべく給食の質は落とさずという考えの下、このような対応をしたところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 今の御答弁の中でですね、給食の質を落とさないでということは分かるんですけども、県内はちょっと分かんないんですけども、第1子は現状の給食費としても、第2子、第3子、この辺ですね、無償化・減額をして、どんどん子供を産みやすいというか、そんなような環境を考えることはないでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 子育て施策に対応するという事で給食の無償化ということだろうとは思いますが、いろんな考え方があるんだと思うんです。給食費を無償化するということが、イコール子育て施策にすぐ反映するのか。ある民間の調査によると、給食の無償化に対してどれぐらいの方が賛成しているか、保護者世帯に聞いたところ、大体半数が無償化に賛成していると。そうでないパーセンテージの人にとっては、無償化すべきでないと言う方もいらっしゃる。その理由としては、給食に対する食材や内容に保護者が負担することでしっかりコミットメントできると。そして、そういうのを監視する役割も持っているということから、完璧に無償化するべきではないというふうな御意見もございます。

第1子以外の第2子、第3子というふうなことでございますが、そういったことについても勉強していきたいとは思っておりますが、必ずしも無償化イコール子育て施策に完璧にコミットしているというふうには考えておりません。

以上のような答弁になります。よろしく申し上げます。

○議長【高橋正昭君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 無償化だけでなくですね、減額ということも、第2子、第3子、その辺も踏まえて、今後に検討していただければ幸いです。

それではですね、2点目の質問に入ります。この質問は3月にもさせていただきましたが、带状疱疹ワクチン接種費用の助成。

こちらでもですね、6月11日の新聞に掲載されておりましたけども、25市町で既に7市町が助成を出しているということで。テレビでもかなりコマーシャルが多くて、50歳から80歳に3人に1人はなると、非常に高い確率で、痛み、かゆみを伴うおそれがある带状疱疹。これ、非常に3月にも話したように、私も実際経験があるんですけども、先輩議員も経験なさったと思いますけども、非常に加齢やですね、疲労で免疫が低下した際に発症するとされておりますんで、この辺ですね、重症化して視力の低下や難聴、顔面麻痺など、非常になった後の後遺症がですね、ひどいものですから、ぜひこの辺の助成について、上三川町としての考えをお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

带状疱疹ワクチンにつきましては、50歳以上の方を対象とした任意の予防接種として接種されており、ワクチンの種類によっては1回当たり2万円を超える費用がかかることから、個人の負担が大きいものであるということは承知しております。

また、国におきましては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において定期接種化に関する審議が進められ、現在も带状疱疹ワクチンの期待される効果や導入年齢に関しまして議論が進められているところであります。

一方で、带状疱疹の発症率は働き世代である50代で急上昇し、壮年層における带状疱疹では発症から3カ月以上持続する疼痛が10%から20%認められるという研究結果があることも承知しております。町といたしましては、带状疱疹の発症率を低減させ、重症化を予防することを目的としてワクチン接種に係る費用の助成について、令和6年度からの実施に向けて、今後検討を進めてまいりたいと考え

ております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 御答弁ありがとうございました。来年、令和6年度ですね、費用の助成をということで、ありがとうございます。

それではですね、ワクチンには今、町長の答弁にありましておとり1回2万円という、1回で終わる生ワクチン、これ、1万円程度ということで、接種が2回で効果が高いとされる不活化ワクチンは1回2万円と4万円と非常に高額であります、町としてですね、何人程度、生ワクチンは何人、不活化は何人とか、こういう予定だと思うんですけども、どの辺の、何人を見込んでいるか教えていただければと思います。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

令和5年4月1日時点で、50歳以上の人口が1万4,083人になっております。町としましては、接種率3%と見込みまして、そうしますと1万4,083人の3%、422人が接種対象の人数になると思っております。

先ほど議員のほうから御質問がありました生ワクチンと不活化ワクチンに関しましては、1回1万円弱程度の生ワクチンに関しましては今の対象人数の約3割の方、1回2万円程度のワクチンを2回打つ必要がある不活化ワクチンに関しましては、先ほどの対象者人数の7割程度の方が打つのではないかと想定して計算しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ありがとうございます。このですね、带状疱疹ワクチンの助成なんですけども、非常に私も町民の方から、「上三川町はどうなってんの」と聞かれるんですけども、これ、町民に対するですね、周知、どのような方法でやるのか教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

こちらの带状疱疹ワクチンに関しましては、町のほうの事業を周知するときに使っています町の広報、また、町のかみたんメール等に加えまして、皆さんが一番見ていただける新聞等の記事等で、もし皆さんに知っていただけたらと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ありがとうございます。広報、かみたんメール、新聞にも掲載していただいて、「上三川町、やっているんだぞ」と、他の市町村にもですね、アピールしていただければと思います。

ちなみに、何か令和6年度ですね、上三川町が町長の答弁のとおり行ってくれるの、他の市町村ですね、25市町どんな状況でありますかね。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

周辺市町の近いところで言いますと、芳賀郡のほうは今年度4月から始めているところですが、上三川町も属します県南、また県の西のほうでは、同じように来年度、令和6年度から考えていますというように意見を聞いております。また、県北のほうでも、やはり来年度からの接種の助成について考えている市町が何市町かあるというふうな回答を頂いています。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ありがとうございます。町民にですね、極力町でやっているという周知をしていただいて、ぜひともよろしく願いいたします。

それではですね、3点目の質問に入らせていただきます。農業の振興について。

上三川町助成金制度の概要、目的を見させていただきますと、本町の補助金等制度は、町民の自主性・自立性を尊重した、健全かつ公正なものとするため、制度の提案から町民等が参加できる仕組み、つまり、行政側のみならず、町民等側からも補助金の制度創設の提案ができるようになっております。このことにより町民一人一人がまちづくりに参画し、住民福祉の向上や地域振興など、活力ある社会を実現することを目的とし、平成20年3月には補助金等の基本的な事項を定めた上三川町補助金等基本条例及び上三川町補助金等基本条例施行規則を制定しましたと、非常にいいことが書かれているんですが、そこでですね、上三川農業の担い手不足、また農業を継続していただく対策として、農業機械がこんな高騰をしている中、土地利用型経営体育成事業の助成率・助成金上限の見直しをする考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

土地利用型経営体育成事業は、規模拡大に意欲のある集落営農組織や個別経営体が、米や麦等に係る農業用機械を導入することに対し、購入費用の一部を補助しております。

補助率は、集落営農組織が購入費の10分の3以内で限度額300万円、個別経営体が購入費の10分の2以内で限度額が200万円となっております。

本事業においては、多くの要望が寄せられ、限られた予算の範囲内でできるだけ多くの農業者の方に補助をしたいと考えておりますので、近年の機械の高騰や要望の件数を鑑み、次年度の予算額の拡充を検討しているところでございます。

制度の見直しにつきましては、今後の社会情勢や要望の推移などを見て、より有効な補助制度となるよう調査研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 来年度拡充していくという御答弁を頂きまして、ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

これでですね、ちなみに他の市町村はどんな助成率・助成金をされているのかお伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

近隣の市町村で土地利用型経営体に特化した農業機械の補助を実施している自治体につきましては、確認が取れているものでは宇都宮市のみとなっております。宇都宮市の補助の内容でございますが、対象者が営農集団と新規就農者で、一定基準以上の農地の集積計画などが要件となっております。補助率につきましては、営農集団が10分の3以内で上限はございません。新規就農者につきましては、補助率2分の1以内で上限が300万円。こちらは1回限りとなっております。

なお、隣接しています下野市、真岡市、あと壬生町などでは、「同様の補助制度はない」とのことでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 今の御答弁、ありがとうございます。宇都宮市は営農集団と新規就農者だけということですか。分かりました。

個人の農家の人からでもですね、よく話をされるんですけど、耕作面積が少ないと個人は助成が受けられないということがあるんですけども、本町の場合、個人の農家の耕作面積ってどのくらいになれば助成金が頂けるのか、教えていただければと思います。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 町の制度でございますが、個別経営体の場合、おおむね8ヘクタール以上というのが面積要件となっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ちょっとこれ、質問からずれちゃうかもしれないんですけども、もし駄目なら駄目でいいんですけど、もし、8ヘクタール以上とのことですけども、5ヘクタールの人が3年、5年以内に8ヘクタールに達成しますという計画書を作るなどして助成を出すということはないでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

町としましてはですね、この担い手が減少する中でいかに現在の担い手を強化していくかというのが課題でございまして、今後農地を集積し経営規模拡大に意欲的な農業者につきましては、補助率の高い国の補助制度であります産地生産基盤パワーアップ事業などを活用するように勤めてございます。

町の単独事業の補助につきましては、そういった要件が満たない農業者を補完するものということで、現在の補助率、それから上限の設定、また面積要件というものを設定しているということで御理解いただきたいと思います。

また、先ほど町長の答弁にもございましたが、今後の社会情勢や要望の推移などを見て、制度の見直しにつきましては検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ぜひですね、私も一農家の個人なんですけども、その辺よろしく願いいたします。非常に本当に今年は特に燃料も高騰しておりまして、機械も高騰、全てがして、だんだん農家の人は厳しい状況になってくると想定されますので、町としてですね、そういう助成の拡充、拡大、ぜひともお願いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時41分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 1番・田崎幸夫君の質問が終わりましたので、順序に従い、2番・鶴見典明君の発言を許します。2番、鶴見典明君。

(2番 鶴見典明君 登壇)

○2番【鶴見典明君】 それでは、通告順に基づきまして私の質問に入らせていただきます。

さて、ポストコロナ時代に入りまして制限が緩和され、各種イベントや行事も開催しつつあり、ようやく活気あふれる日常が取り戻せてきております。これからはコロナ禍により学んだですね、ハイブリッド会議やオンライン会議など、デジタル化を駆使した業務改善や時間短縮といったですね、意味でも、今後有効に活用していくべきと捉えております。

そんな中、私の質問は、要点を絞って大きく三つほど質問をさせていただきます。

それでは、まず1点目の質問に入ります。農業生産基盤の強化について。

土地改良施設の計画的な改修整備を推進し維持管理に努めているが、これからの大型農業やスマート農業に対しどのように生産基盤の強化につなげていくのか、町の取組みは。

2、安定的な担い手の確保に対し認定農業者や新規就農者の育成確保に努めているが、どのように計画し推進しているのか、町の取組みは、について御答弁願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでいる中で、本町においては規模拡大の意欲がある地域の担い手への農地の集積及び集約化の推進を図るとともに、農業用機械の購入やスマート農業導入における助成事業を実施しております。

農業生産基盤の強化につきましては、農地の大区画化により担い手が集積、集約化したほ場で大型の機械を使ってより効率的な作業ができるよう、ほ場整備を推進しております。

ほ場整備につきましては、地元の担い手や関係者等が農地の区画や営農構想、そしてスマート農業の導入等を自らが検討していくことで、整備後の作業効率や生産性の向上、並びに経営の安定化が図られ、将来にわたり土地利用型農業を展開していけるものと考えております。

現在、上郷地区において整備のための基礎調査を実施しているところでございますが、他の地域におきましても地元の担い手や関係者からの意向が示された際には、町といたしましても県や農業公社、JA等の関係機関と連携を図りながら積極的な支援をまいります。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

認定農業者や新規就農者の育成確保に向けた取組みにつきましては、町だけではなく、技術的支援については河内農業振興事務所で、経営的支援については宇都宮農業協同組合で、農地の相談については農業公社でと、4者が協力、連携して就農等に関する相談や支援を行っているところでございます。

その他、認定農業者、認定新規就農者を対象とした補助金等の活用の推進や、それら補助申請時の相談や支援を行い担い手の育成確保に努めております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 それでは、再質問に入らせていただきます。

答弁の中にですね、現在上郷地区においてはほ場整備を、説明会をですね、実施していただいているというふうなことでございますが、今後ですね、生産基盤の強化に努めるというふうなことですが、今現在ですね、どのようなスケジュールで進められているのか、もし詳しい内容が把握できておりましたら、御説明いただければと思います。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

上郷地区のほ場整備につきましては、先月、地元推進委員会が立ち上がりました。その中で今後のスケジュールといたしましては、今年度は先ほど町長が答弁したとおり基礎調査となります。その後、令和6年度、令和7年度で設計や換地等の調整事業を行いまして、順調にいきますと令和8年度以降の現地のほうの整備が入っていくという予定でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。その中でICTやロボットなどをですね、先端技術を導入して進められるですね、スマート農業もあると思いますが、そちらのほうとですね、タイアップした生産基盤の強化というふうなものを図っていくお考えなどはありますか、お尋ねいたします。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問について答弁いたします。

今後のやはり担い手が減少していく中でですね、いかに生産効率を上げるかということが課題になるかと思っております。昨今のほ場整備につきましては、そういったスマート農業をですね、そちらの導入を図って、作業時間の効率化を図ろうというものでございますので、この辺の導入につきましては、やはり地元との話し合いによってどのようにしていくかというのは、今後検討していくものと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ぜひですね、しっかり対話をしていただけて進めていただけることを望んでお

ります。

例えばの話なんですけども、大田原市のほうではスマート農業とですね、ほ場整備をタイアップしたですね、デジタル化を推進してですね、デジタル革新につなげているというふうなことの説明会があったとお聞きしております。大田原市だけではないんですけども、そういったところも踏まえてですね、現在やっておられるところなどを参考にするというようなことを踏まえてですね、上三川町も倣ってというわけじゃないですが、同じようなことも可能性的には考えられるのかなというふうに思っておりますが、そのような考えなどは、上三川町としては捉えていく考えはございますでしょうか、お尋ねします。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられた大田原地区でございますが、今回のほ場整備に当たりまして、先月でしたか、推進員さんたちと現地のほうを視察してまいりました。その地区では自動給水栓とかですね、排水路の暗渠化などを実施しております、スマートフォンとかでの操作ではないんですが、栓を開けるだけで水が出てくるような、そういったほ場整備となっております。

やはり地域地域の地形もございますので、上三川町でどのようなシステムが整備できるかというのはやはり今後の地元の話し合い、それから、振興事務所のほうの提案などを聞いてですね、できるだけ最先端のほ場整備となるよう進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ぜひともですね、スマート化につなげていただけることを希望したいと思います。

そんな中ですね、新規農業者の育成として掲げております背景としてですね、今後ですね、どのように新規農業者の支援につなげていくのかというようなところなんですけども、現在パイプハウスですね、補助制度などを実施しておりますけれども、そのパイプ補助制度の上乗せを検討してほしいというようなことで結果が出ていますけれども、こちらのほうの内容を踏まえて、今後ですね、上乗せ等のお考えなどはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

補助制度の見直しについてでございますが、やはりその前の質問と同様にですね、今後の社会情勢、それから要望などを見てですね、制度の改正のほうは図っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 それではですね、農業次世代人材投資資金というふうなことでは枠組みをされておりますけれども、主なですね、投資されている内容ですね、主なもので結構ですが、どのようなものに次世代投資資金というふうなものを投入していただいているのか、分かる範囲で結構ですので教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の質問にお答えいたします。

次世代人材投資事業という事業につきましては、現在、新規就農総合支援事業というふうにな名前を変えてございます。こちら、国の制度でございまして、新たに農業を開始しようという方につきましては、開始するまでの研修期間とか、そういったものに準備資金として年間最大150万円で2年間ほど、経営開始してから3年間につきましては、同様に150万円の経営開始資金というものが交付される制度でございます。

また、経営開始時に機械の導入とかを積極的に考えている方につきましては、経営発展事業ということで事業費として最大1,000万円、補助率が4分の3という制度もございます。そういった国の制度を活用しながら新規就農者につなげていくことを現在進めているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見議員に申し上げます。通告書の範囲の中で質問をお願いします。

鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 それではですね、事業評価シートを見させていただいたんですけども、認定新規就農者の利用者数で令和4年度は0件なんですけども、こちら、0件だった背景など、分かりましたら教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の議員の質問に対してちょっと確認したいことがあるんですが、よろしいでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 はい。

○農政課長【松本勝彦君】 現在その評価シート、手持ちにはないんですが、新規就農の利用状況が0件というものは、すみません、内容が理解してないものですから、お願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 それでは、次の質問に入らせていただきます。2番目の質問ですが、複合施設「ORIGAMIプラザ」への移転計画について。

本町の行政機関の移転計画に対し、利用者の方へどのように案内し進めていくのか、町の取組みは。

2番目としまして、複合施設「ORIGAMIプラザ」の施設利用案内を今後どのように周知し、活発な交流活動の拠点となるようにつなげていくのか、町の取組みは。

御答弁願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

本議会に設置及び管理に関する条例を上程しております上三川町ORIGAMIプラザは、令和6年3月中に建設工事の完了を予定しております。その後、5月上旬のオープンに向け、移転作業を行っていく予定でございます。これらの予定につきましては、町広報紙やホームページ、ポスター掲示等により周知するとともに、関係機関には文書にて通知してまいります。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

上三川町ORIGAMIプラザの施設利用案内につきましては、町広報紙において10月号から来年3月号までシリーズで掲載するほか、ホームページ、ポスター掲示等により周知を図ってまいります。

上三川町ORIGAMIプラザは、生涯学習機能、子育て支援機能、分庁機能、まちづくり機能の4つの機能を併せ持ち、誰もが気軽に立ち寄れるふれあいラウンジなどを設置するなど、幅広い世代の活発な交流活動の拠点になるものと考えておりますので、町民の皆様はこの施設の特徴を理解いただき、積極的な利用につながるよう周知に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございました。複合施設ですね、心待ちにしている住民の方もおられると思いますので、今後計画的に進められていくと思いますが、オープンに先立ちましてのスケジュールですかね、その辺の細かい詳細などが分かるような御案内などを説明というかですね、ホームページ等に掲載してですね、周知を図っていくのでしょうか。その辺の詳しい内容など、もし分かっておられるのであれば御説明いただければと思います。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

周知につきましては先ほどの町長の答弁にございましたとおり、広報等に掲載して周知していくということで、鶴見議員のほうからお話がありましたとおり、町ホームページにてもですね、詳細にですね、オープンまでのですね、計画につきましてはですね、記しまして、町民の方にですね、周知していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 行政機関の移転となりますとですね、引っ越しであったり、その期間ですね、いろいろと業務の整理であったりですね、移管に伴ういろいろ準備も必要かなというふうに考えておりますけれども、引っ越しに当たってはですね、力仕事もあるかと思いますが、引っ越しの際の業務に関してなんですが、例えば業務の停止というか、休止する期間なども考えておりますでしょうか。お尋ねします。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

こちら、移転作業に伴いまして業務の停止があるかどうかというような話になりますが、現状の中央公民館につきましては3月31日まで開館ということで、新しい施設5月上旬のオープンという形になりますので、実質的に中央公民館的機能というのは1カ月ぐらい間は空いてくるという形になります。この期間につきましては移転と、あと新しい施設の習熟ですね、その期間に充てるという形になりますが、ただ、4月1日以降、新しい施設の予約というのは行いますので、それにつきましては現状の中央公民館で、新しい施設の予約というのは行っていくというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 その辺の内容も踏まえてですね、利用者様にしっかりと周知していただけるよう、お願いをしたいところでございます。

例えば、今後イベントであったりとか、そういったこともあるかと思えますし、利用者がですね、利用しやすいように窓口に来庁いただかなくても利用というか予約ができたり、あるいは利用状況が見れたりというふうなことで、そういったホームページであったり、そういったところでネット検索ができるというような、そういった活用も今後必要であるのかなというふうに考えておりますけども、その辺の町としては考えはございますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

ネットでの予約、あと状況の検索という話でございますが、確かにこちらにつきましては町民の皆様、利用者の皆様からも現状でも要望が大きい状況になります。町内ですね、新しいこちらの複合施設以外にも体育センター等ですね、公共施設がございますので、こういうネット検索とかですね、ネットでの紹介とかというものにつきましては、それらですね、町内の公共施設合わせて実施ということが望ましいと思えますので、関係諸課とですね、調整をしながらですね、そちらについては検討を進めてまいりたいと思えます。

以上になります。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。現在も体育センターであったりとか、そういう施設においてはネットでですね、検索したり予約したりというふうなことも可能になってきておりますので、そういったデジタル化を駆使したですね、利用ができると、わざわざ子育て世帯の方が足を運ばなくても利用しやすい環境になるのかなと思えますので、ぜひともですね、そういったところも併せてお願いをしたいところでございます。

それでは、3点目の質問に入らせていただきます。健康づくりサービスの充実について。

町民の健康寿命の延伸や健康づくりに対し、町民自ら自主的に参加し活動に取り組んでおられるが、地域の健康づくり担い手に対しどのように支援していくのか、町の取組みは。

町民のこころの健康を維持するため、本人だけでなく家族や周囲の人も気づき相談できる窓口を設置しているが、「孤独・孤立」といった方にどのように寄り添っていくのか、町の取組みは。

御答弁願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

町民の健康づくりに係る事業といたしましては、健康マイレージ事業や運動教室等の実施に取り組んでおります。

また、町民の方の自主的な活動として、町が実施する運動教室等を卒業した方等による自主運動グループが町内に13グループございまして、運動習慣形成のため、各グループが定期的に活動していると

把握しております。

町では、こういった自主運動グループの活動を間接的に支援するため、自主運動グループサポート事業フィットネス応援講座を実施しているところがございます。グループの会員の方の運動実践の成果を評価する機会として、体力測定を行い、健康づくりの継続支援を図るほか、グループのリーダー及び補佐的な役割を担っている方を対象とし、理学療法士等による健康講話・実技指導により、健康づくりに関する知識を更に深めていくことを目的とした講座も開催しております。

今後とも、地域に根差した自主的な活動を継続していただくため、自主運動グループに対する支援を継続してまいります。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

御質問でございますように、町民のこころの健康を維持するため、町でも相談窓口を設置しており、開庁時間内に保健師による電話・窓口対応を実施しているほか、月に1度、カウンセラーによる相談を予約制で実施する、「こころの相談」等の事業を実施しております。

また、その他にも社会福祉協議会や県、関係機関等が設置する相談窓口が多数あり、家庭問題や性的マイノリティなど、特定の問題に特化した窓口もございます。相談者が抱えている悩みや困り事の内容に対応した適切な支援につなげることができるよう、引き続き関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。今月はですね、健康増進普及月間というふうなことで、健康づくりの担い手の方に対してですね、取り組んでおられますけれども、今後ですね、担い手の方に対するサポートも実施されているというふうなことなのですが、実際にですね、担い手の方が更に活躍できる場ですかね、そういったところも今後必要になってくるのかなというふうに思いますが、実際やられているですね、サポーターの方に対する活躍の場などは、町としてですね、どのように考えておられるのか教えていただけますでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今、議員のほうから御質問がありました担い手のサポーターということですが、まず一つとしましては、町長のほうからも答弁がありましたように、自主運動グループのリーダー的な方に対しまして、年に1回、理学療法士の先生を呼びまして講話や実技のほうを行いまして、それを基に、また地元の地域に帰って、学んだことを広げていただくということを進めております。

またもう一つ、高齢者のほうでは、壮年クラブといたしまして地元の高齢者の方が中心となって、通所型ということで、まだ介護の予防の段階での活動の場を皆さんでやっていただいています。また、その壮年クラブに関しましても、理学療法士の先生を呼ぶことに関しまして、町のほうで呼ぶ費用に関して助成を行いまして、そこで新しい知識を得ていただいて、また地域でその得た知識を皆さんに広げていただくというような活動をしていただいております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。私も先日ですね、赤十字団体の方が実施されたですね、健康増進活動のところに参加をさせていただいたんですけども、やはりそういった自助グループでですね、しっかりサポートをしていただけたというのはありがたいのかなというふうに思っております。

実際に健康マイレージとかを上三川町でも実施されておりますが、実際の健康マイレージの付与状況ですかね、どれくらいの方が利用されて実施されているのか、分かる範囲で結構ですけども、教えてくださいませんか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

健康マイレージに関しましては、昨年、令和4年度は561人の方が御参加いただきました。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。健康マイレージの付与の内容を見ますと、ベリーカーの1,000円分プラス、デマンド交通若しくはいきいきプラザの利用券、若しくはQUOカードというふうなことなんですけども、こちら、皆さんお好みで選んでいるかと思うんですけども、どういったものを付与されているのかとか、お分かりでしたら教えてくださいませんか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

参加賞のどのくらいの割合かというのは今手元にはないんですが、やはりQUOカードの利用が多いのが実情です。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 そういったことですね、今後も健康増進にですね、つなげていただければなというふうに思っております。

この時期ですね、夏休み明け、また夏の終わりにですね、不登校やひきこもりがですね、増加しまして、コロナ禍もありですね、相談を受けている方も増加傾向でございます。県の状況を見ますと、小学校、中学校合わせまして4,178人の方が不登校というふうなことで、全国でいいますと24万人の方が不登校であるというふうなことで、前年度対比で24.9%の増加というふうなことなんですけども、やはりひきこもりをしてですね、悩んでおられる方もおられるかと思えます。ただ、相談できる方だけではなくてですね、孤独や孤立をですね、感じている方が約4割ぐらいを占めているというふうなことです。

今月ですね、10日から16日までが自殺予防週間というふうなことで、町としても取り組んでいただいておりますけれども、町としてですね、その自殺予防に関して何か具体的に取り組んでいる内容がございましたら、教えてくださいませんか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

自殺予防として上三川町で実施していることとしましては、自殺予防ゲートキーパーの養成講座というのを年に1回開催しています。昨年度に引き続き今年度は、やはり先ほど議員のほうから御意見がありました子供の自殺が増えているということで、そこをやはり一番最初に見つけていただけるのは学校の先生方ということで、教職員の皆様に御協力いただきまして、去年、令和4年度と今年度、令和5年度の予定に関しましても、先生方、教職員の方に出発していただいてゲートキーパーの養成講座というのを開催する予定であります。

またもう一つ、先ほど議員のほうから御指摘がありました孤立・孤独ということの対策としまして、町のほうではホームページになるんですが、いろいろなものに関する相談窓口のほうの御案内をしています。国のほうの相談窓口であったり、県のほうの相談窓口であったり、また町の相談窓口、そして専門的な相談窓口というのを御案内しています。

また、県、国、町は、それぞれの住民の方との距離の近さによって役割分担ということで、今自分たちができることをやっつけていこうと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。ゲートキーパーですね、やはりすばらしいなというふうに私も思っております。やはり周りの方がしっかり見守っていくというふうな、そういうスタイルが望ましいというふうに思っております。

現在育成講座を実施していただいているというようなことなんですけども、実際のところ、今現在のゲートキーパーの育成者というか、育成人数というんですかね、もし把握しておりましたらお知らせいただけますか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今まで、平成26年から進めているものなんですけども、トータルでは数は出してないんですが、令和2年度に関しまして一般町民の方を対象に10人、令和3年度も一般町民の方を対象に12人、昨年の令和4年度は教職員の方を対象に14人の方に御参加いただいて、ゲートキーパー養成講座のほうを開催いたしました。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 町の取組みの方針にありますゲートキーパー養成人数というかトータルの人数ですけども、令和7年度を目標にですね、350人を目指してというか、掲げておりますけれども、そこに近づけられる人数なのでしょうか。分かる範囲で結構です。お願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

350人まで到達するのはちょっと難しいのかなと思いますが、コロナのほうも落ち着いてきましたので、ゲートキーパーの養成講座に関しましてはやはり対面による講座の必要があると思いますので、

コロナが落ち着いた今後努力して進めていきたいと思いをします。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ぜひよろしくお願ひしたいところでございます。

ただ、また一方ではですね、相談したいけど相談をする勇気がないというかですね、相談をするにはちょっとハードルが高いという方がおられまして、最近ではですね、SNSを活用したメタバースであったりですね、そういったところで心の相談の窓口なども開催をしているというふうなことを聞いております。なかなか電話でですね、相談をするというのはちょっと勇気があってですね、なかなか踏み出せないという方がおられるようなんですが、町としましては、上三川町の広報にもですね、相談窓口なども御案内がですね、掲載されておりましたが、電話相談がほとんどだったかなと思うんですが、そういったSNSなどデジタル化をですね、駆使した相談窓口なども、今後ですね、御案内をしていくというふうな考えは町としてございますでしょうか。お尋ねします。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今、議員のほうから御意見がありましたメタバースと、またアバターを使った取組みに関しましては、ひきこもり等の対策にはとても効果があるものだと思っております。町独自でできる規模なのかというのはちょっとなかなか今後検討していく必要があると思うんですが、効果があるもんだと思いますので、例えば県などで進めていくというようなもし話があったときには、積極的に町として関与していきたいと思っております。

また、もう一つ御質問がありましたSNSの相談なんですが、SNSの相談に関しましては気軽に利用できるというメリットもありますが、匿名性が高いために、その方を具体的な支援につなげられないというデメリットも併せ持っています。また、ただ相談の最初の取っかかりとしてはとてもいい一つの手段だと思いますので、そちらも先ほど申し上げましたように役割分担、またいろいろな全ての多くのツールを持って、どこかに引っかけてもらえて、どこかにつなげられるような対応として、一つのツールとして考えていきたいと思いをします。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。ぜひですね、なかなか勇気が出せない方の取っかかりというかやはり現在のSNSを活用するというのも必要なのかなというふうに私的には思っております。

調べましたところ、栃木県のほうで掲載されておりますこころの相談窓口とちぎという、LINEアプリでですね、相談できる窓口が栃木県のほうで実施されているんですけども、そこですと、上三川町も連携したですね、窓口なども今後御案内していくなども必要なのかなというふうに感じているところなんですけども、町と県とですね、タイアップしてというお話がありましたので、その辺も視野に入れて、今後、御案内を差し上げるというのも必要なのかなと思っているんですけども、今後、取り組んでいく考えなどは、町として考えはございますか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

相談の窓口というのはやはり町でやるだけではどうしても限界があると思っておりますので、議員がおっしゃるように県であるとか国であるとか、又はNPOとかがやっている全ての相談窓口と連携して強化はしていきたいと思っております。

また、先ほどの御質問でお答えできなかったゲートキーパーの総数が分かりましたので、お答えいたします。

令和4年までの総数で279人のゲートキーパー養成講座の参加数になります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ゲートキーパーの人数もありがとうございます。ぜひですね、両面ですね、しっかり対話をするのと、あるいはなかなか対話に臨めない方と両方面ですね、サポートできる体制が今後必要であるのかなと思っておりますので、しっかりとした寄り添うというふうなことでですね、相談につながっていただければ、孤独・孤立といった方ですね、を軽減するというふうなところにつながっていくかと思っておりますので、やはりですね、目を背けることなくですね、しっかり見守っていただける体制をですね、整えていくことが今後のですね、孤独・孤立の方に寄り添っていくことになってまいりますので、カウンセリングとかにつながられることもございます。しっかりと気づきにですね、気づいていただいて、寄り添っていただければというふうに思います。

どうぞ、手に届けられるようなですね、ことを願ひまして、私の質問を閉じさせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時から再開します。

午前11時26分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 2番・鶴見典明君の質問が終わりましたので、順序に従い、7番・海老原友子君の発言を許します。7番、海老原友子君。

(7番 海老原友子君 登壇)

○7番【海老原友子君】 通告に従ひまして、午後一番の質問をさせていただきます。先人の教えに、腹の皮突っ張りゃ目の皮たるむとあって、一番眠くなる時間帯でございます。精いっぱい努力して、ずっと男性の議員の質問だったので、私の女性の声の子守歌にならないように頑張って質問をいたしますので、明快な答弁をよろしく願いいたします。

では、私のほうから4点の質問をさせていただきます。

まず、1、小中学校体育館空調設備の設置について。

2、物価高騰における地方創生臨時交付金の給食費の取扱いについて。

3、障がい者支援について。

4、子育て支援についてでございます。

まず、1番目の小中学校体育館の空調設備についてですけれども、地球温暖化に伴い危険を感じる暑さの中、体育の授業及び課外授業の際の安心安全のために空調設備を緊急に要請したいが、本町の考えは、ということで、まずこの質問をするときにですね、やっぱり部活動をやっているお母さんたちから、「この危険な暑さの中に体育館にエアコンがないというのは本当に命の危険を感じる」という声を何度も聞きました。そしてですね、現状、夏休みだと体育館が暑くならない朝早く部活に行っているとか、時間を考えてやっているということで、学校側も十分に対応をしてくださってはいるというふうに感じておりますが、やはり年々気温は上昇しておりますし、熱中症は運動中のリスクが高いということと、それから体育館内の気温、室温は1度上がると下がりにくいということを考えますと、学校の父兄からの要望は、教育委員会としてはそのような要望はあったのかどうか、そのことも含めましてこのことを質問いたします。明快な答弁を願います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

現在、上三川町の小中学校では、国のガイドラインで示された暑さ指数計の数値を基に、体育の授業や課外活動を行っております。

暑さ指数が31以上の最も高いレベルとなった場合、運動は原則中止となります。小学校においては、体育の授業を比較的涼しい時間帯に時間割を変更して実施し、中学校では教科の入替えが難しいため、教室で保健学習を行うなどの対応をしております。部活動についても、体育の授業と同様となります。

現在、小中学校においては、体育館に設置された大型扇風機や冷風機を活用し、熱中症事故の防止に努めております。

体育館へのエアコン設置は有用と考えますが、多額の費用が必要となることから、現在のところ整備する計画はございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 扇風機や冷風機を使っているということなんですけれども、体育館の中の部活だと、部活内容によっては扇風機や冷風機があるとやれない、例えばバドミントンとか、そういうのは、そういうのがあるとうまくできないんじゃないかなと思うのが一つ。それを一つ教えていただきたいのと、それから、「暑さ指数を計っている」というお話でしたが、先ほど31というお話をしましたけれども、厚労省とかでは「28以上になると熱中症の患者の発症率が高まる」というふうな形のことを言っていますけれども、31は結構きつい数字だと思うんですが、その辺二つ伺います。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 冷風機、扇風機を真ん中に置いて使用するというわけではなくて端のほうで使用するわけでございますので、バドミントンの羽の動きとか、卓球の球の動きとか、そういったものにはさほど影響はないかと思えます。ですから、全体を冷やすというのではなく、子供たちが運動をし

た後に、冷風機とか扇風機の近くに寄って熱を冷ますというふうな効果のほうが大きいかというふうに考えております。

それから、2点目の31ということですが、「暑さ指数が28から31の厳重警戒のレベルにおいて体育や部活動を実施する場合は、10分から20分おきに水分補給をしている」というふうなことを聞いております。また、「運動時間を短くする。体育館においては冷風機を活用するなどして、児童生徒の体調を十分確認しながら活動をしている」というふうな報告を聞いております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 先ほど、「小学生は時間割を交換してやっている。でも、中学生は時間割の交換がなかなか難しいので保健指導にしている」というお話をいたしましたけれども、中学生なら中学生なりの体の発達のために必要なものが体育の授業としてあるわけですよね。それを暑さのためにできないから保健指導にしていくというのは、その辺のことは体育の指導としてどのように捉えているか伺います。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 保健学習は小学生でも実施しております。小学生の実施時数というのは非常に少ないものですから、年間105時間のうち10時間程度。ところが、中学校になると保健学習の教科書が厚くなりまして、それなりに単元時数を必要とすることもございます。

そういったことで、運動ができるときには運動のできる活動、できないような、雨が降ったり、それから今言ったような暑いとき、それから雪が降ったようなとき、こういったときに保健学習ができるように、適宜、時数等、時間等を調整しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 秋口になったら、秋口というか秋になったら涼しくなってくるので、外の運動とかも、そういうふうなこともできると思うんですけども、夏の一番暑いとき、夏休みということをつまると、やっぱり部活とかそういうものを集中してやるというような時間帯になってくると思うので、そういうときに冷風機と扇風機だけで間に合うものなのかなというふうなことはちょっと私としては考えることがあるし、やはり体育館でやっている、部活をやっている中学生ですけども、中学生のお母さんたちから聞く話だと、「涼しい時間帯に朝早く行って部活をやって帰ってくる」というふうになってくると、指導の先生たちもその時間帯に来るわけですよね。そうすると、指導する先生たちの勤務時間というのはどういうふうな形になっているのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 勤務時間ということですが、部活動の指導手当、これについては勤務時間外であっても、4時間単位で部活動の指導手当、4時間1,600円なんですけど、それが手当てされることとなります。それが例えば7時から11時までの活動であったとしても4時間というふうにカウントできますので、また8時から12時でも4時間というふうにカウントできますので、同じような扱いになるかというふうに思います。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 このエアコン設置の質問は、同僚議員の先輩議員たちの時代からずっと、「つけていただけませんか」というようなお話はちょうどあったと思うんですけども、この夏ですね、ニュースで悲しい事件とかも、中学生が部活動帰りに亡くなったとか、小学生が体育の後に亡くなったとか、それは体育館の中とは限らないかもしれないですけども、やっぱり体育館って特殊な場所で、環境省のデータでは、体育館の暑さ指数は午後1時頃から高まって行って午後5時にピークになるというようなデータが出ていて、ちょうどその午後5時ぐらいから部活動をやるというような形になってきますとですね、温度が高い、一番下がりにくい体育館で、熱中症のリスクが高くなる時間帯にリスクの高い運動を伴うことを考えると、本当に体育館のエアコンというのは必要じゃないかなというふうに緊急に思っているところでございます。

確かに、まだまだ体育館のエアコン設置というのは低いのもかもしれないですけども、やっているところはもうやっていて、「宇都宮市のほうだついていますよ」という話を御父兄のほうから聞きますので、やっぱり命に関わることだと考えたときに、お金か命かというふうなことになったときにその辺はしっかり考えていただいて、目標を持っていただいてこのくらいまでにはとか、そんなふうな感じで、できれば早めにやっていただけたらありがたいなというふうに思っております。

教育長としては、お金のことと子供たちのことも考えながら、やっぱりエアコンは必要だと思いますか。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 「命のこと」というふうにおっしゃられてしまったんですが、実は、町は案外知られていないんですが、家庭科室、音楽室、理科室、図工室、こういった特別教室に100%設置しているのは、県内では上三川町だけなんです。他の市町村は平均で55%ぐらいしか入れていない。要するに子供たちの通常の学習をするときに、他市町では、体育館に限らず、そういった特別教室に入るときにエアコンも入っていない教室で勉強をしているという事実もございます。体育館にエアコンを設置するのか、そういった特別教室にエアコンを設置するのか、いろんな考え方があると思うんですが、本町としては子供たちをないがしろにしているわけではなく、まず学習の環境を最適に考えてというようなことで、町や議会のお力添えを頂きながら、このようなエアコン設置が進んでいるわけでございます。

暑さ指数が31以上になった日が、今年は東京都では17日間、7月1カ月であったというふうに聞いております。ところが、10年前では延べで3時間しかなかったと。急激な暑さが増してきているという事実もございますので、これが何年も続くようであれば、議員おっしゃるようなことも検討していかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 「気温は下がることはない」というようなことを学者の方がおっしゃってて、これからもっともっと高くなっていく、地球温暖化のことを考えると高くなっていくのではないかなと

いうふうに思います。暑さ指数とか、そういうことを学校でもちゃんとやったださってて、私もちょっと存じ上げなくて大変申し訳なかったんですが、家庭科室から特別教室までエアコンがついているのが上三川町だけだというのは、本当に今日、今初めて知りましたので、その辺はありがたいことだなと思います。

それはさておき、やはり子供たちにとってスポーツというか、運動というか、それもなくはならないものだと考えますので、これから暑くなる中、悲しい事件、事件というか事故というか、それが起きる前に、ぜひぜひ1歩でも2歩でも進めていっていただきたいなというふうに思います。

以上で第1番目の質問を終わりにします。

続きまして、2番目ですね、物価高騰における地方創生臨時交付金の給食費の取扱いについてということですが、本件においても、給食費が高い、最も高いのが本町だということと同僚議員も質問していましたが、その給食費について、今後の課題と取組みを伺います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

本町の給食費が県内で最も高いというのは、7月15日付の下野新聞の記事を御覧になってのことかと思いますが、掲載された各市町の給食費は、国からの交付金などを活用して時限的に減額した後の額となっております。

減額前の額としては、栃木県教育委員会で発行しております令和4年度「栃木県の学校給食」において、小学校は佐野市、益子町に次ぐ3番目、中学校では6番目となっております。

本町においても、昨年度より国の交付金を活用して学校給食食材費の一部補助を行っておりますが、現在のところ、令和6年度以降の国からの交付金が交付されるかは未定となっており、現在の給食費を維持したままでの給食の継続が課題となっております。

学校給食は子供たちにとって非常に楽しみな時間となっておりますので、今後、栄養価を考慮しつつ、食材や献立を工夫するなどの安心安全でおいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えています。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 先ほど同僚議員の質問に対する答弁の中で、「1人当たり5,500円の調整をしている」でよかったですか。それでよろしいですね。例えば「1人当たり5,500円の調整ができていますよ」というのがこの数字に反映されていたら、トップではなくなるわけですね、上三川町として。でも、御父兄がやっぱり一番高いというのを見ちゃうわけでしょう。それで、「5,500円の調整をしている」とか、「臨時交付金を使って食材費が安くなっているんですよ」というのが父兄の中にしみわたってないとか分からないとか、そういうことで、「え、そんなの、こんなに高いの。うち子供3人いるんだけど、すごい15万円もかかるわ」とかっていうふうに、そういうふうに思っちゃうんですけど、「給食費に対してこの交付金を使って、給食費はこういうふうに高いように見えるけれども町としてはこういうふうにやっているんですよ」というのが、御父兄とか、そういうふうに伝わっているんでしょうかね。その辺を伺います。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の質問にお答えいたします。

この補助は昨年度から行っていてですね、昨年度の中にですね、ちょっとよく「補助を受けていることが浸透していない」というような話はお聞きました。そのため、今年度につきましては学校便りの中に、こういう補助を町が行っているというのを学校に記載していただいて、保護者のほうに連絡しているような状況がございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 そういうことだと思うんですね。分かりづらいというか。「交付金が出ているんだけど、給食費がこういうふうになっているんだよ」って、「食材費を落とさないようにしているんだよ」とかというふうなことが分かりづらいというか。目に見えるやり方をやっているところが頑張っているというふうに見えてしまうので、やはりそういうところはもうちょっと踏み込んでいて説明をしていただくとか、そういうことがあると、もうちょっと御父兄は納得していくんじゃないかなというふうに私は考えます。

それで、やはり給食って楽しい時間というのがありますけれども、中には給食だけしか食べられないような子もいて、本当に給食を必要としている子もいるわけですよ。そういう子たちからしてみたら、給食がちゃんとしているというのは一番ありがたいことで、栄養価とか、それから、上三川町はアレルギーとかそういうこともちゃんと考えてくれていますし、そういう時点で給食というものが必要なものだということも御父兄たちは知っていると思いますので、ただ、「何でこんな上三川町は高いの」というところから入っちゃうんですね、どうしても、そういう数字が出ちゃうと。「3人いたら15万円かかるんですよ」というふうなことが私の耳に何人からも入ってきて、「そうだよ、15万円高いよね」って。だったら、同僚議員も言っていましたけど、「3人目を無料にするとか、そういうことはできないの」というふうなことも言われておりますので、「交付金を使ってこういうふうになっているんですよ」ということを、もっとアピールしていただけたらいいんじゃないかなというふうに私は考えているところでございます。

同僚議員の説明でもいろいろ答弁も頂きましたので、私のほうからは、本当に子供たちにとって給食とはとても大切なものだということを、そしてお母さんたちが、「一番高い」というところをもうちょっと納得できるようなアピールの仕方というか、PRというか、そういうのをもっとうまく、上手に、分かりやすくやっていただけたら納得していただけるんじゃないかなと思います。

最後に、もう一つなんですけど、これからその補助がなくなった場合、上三川町の給食費は上がりますか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 現段階ではですね、「来年度なくなったときに来年度から上げるか」と言われると、今のところ上げる予定はございません。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 そうですね、上げられるともっとちょっと「うっ」となっちゃいますもんね。

私も「うっ」となっちゃって、「え、上げるの」と言われちゃいますので、上げないでいただけてありがたいと思います。そしてもっとアピールをしていただいて、米飯給食のことについては話していたと思うんですけど、私は個人的には、お米をいっぱい食べたほうが米農家さんにとってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひぜひ米飯給食もこれからも進んでやっていただきたいし、それと、子供たちにとって安心安全な、そしてエネルギーを確保するだけじゃなくて、食育ですか、それも大切になっていくと思いますので、その辺を考えていっていただけたらありがたいなと思っております。

2問目は終わりにいたします。

3番目ですね、障がい者支援について。障がい者グループホームの進捗状況はということですが、私はですね、8年前、議員になるときにですね、目標を掲げたというか、障がい者支援をやっていくということで議員にならさせていただきましたので、障がい者グループホームというのは、本当に栃木県の中になのが上三川町だけだということを調べたらありましたので、その辺はどういうふうな考えでいるかを伺います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

障害者総合支援法に位置づけられるグループホームは、障がいのある方に対し、夜間を中心に日常生活上の援助を行う共同生活を営む住居のことです。

グループホームは、障がいのある方御自身の孤立の防止や、日常生活や将来に対しての不安を軽減するだけでなく、御家族の精神的、身体的な負担を減らす効果があるものと考えております。

本町では、グループホームを誘致するため、障がい福祉施設整備費補助金交付要綱を制定し、グループホーム整備を後押しする環境を整えるとともに、その設置に関する相談にも応じているところでございます。

御質問のグループホームの進捗状況でございますが、現在事業の進展が見られている1件については、先月の段階で都市計画法上の「開発許可の進捗を進めている」との報告を受けております。

また、今年度につきましても別途1件、グループホーム設置の相談を受けている状況でございます。

町といたしましては、グループホームの設置が障がい者福祉の向上につながるものと考えておりますので、今後もその設置に向けた取組みには積極的に協力してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 国はですね、「やっぱり各自治体に1カ所グループホームを設けましょう」というような話が出ていると思うんですね。その中で本町は緊急の場合の受入れというのをやってくださっていて、私の知り合いから聞いた話になりますけれども、「障がいを持っているお子さんのお父様ががんで亡くなられたときに、すごく役場の人たちが動いてくださって、その2人を何とか入所させることができましたよ」というお話を伺いました。本当に担当課には頭が下がる思いで、そのような緊急に当たってもですね、そのように動いてくださっているということは、心より本当に感謝申し上げる次第なんですけれども、でも、やはりあるべきグループホームがあつたらもうちょっと違ったんじ

やないかなというのは正直思います。

壬生町とかの話をお聞きすると、「建てるばかりではなくて、空いている所をフルリノベーションして、グループホームをしているというのが何件かありますよ」という話も聞いておりますので、安心安全なグループホームを造るためには、別に新しく建てなくても空家とか、そういうのも使ったりとか、空いている所を使って、そこを障がい者の人たちが住みやすいようにフルリノベーションをしていただいて、そこを使うというようなこともあると思うんですが、その辺のことはどう考えますか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えします。

議員がおっしゃるように、今既に建っている建物の空家等を利用してグループホームのほうに活用を変えるということが、一番早く皆さん入っていただける方法だと思います。現在、今答弁のほうで開発許可の進めているという1件も、実際空いている所のイノベーションも含めた、また、それに加えて新たなものを追加で増築してというような形で進めているグループホームになります。

今後、もし実際、上三川町のほうでグループホームのほうを開設したいというような事業者の方がいらっしゃいまして、そこで町のほうとして空家等のほうの情報をもし提供できるような状況になりましたら、そこは積極的に情報提供で、上三川町のほうにグループホームの事業者を誘致したいと思いません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 グループホームではありませんけれども、おひさまの家という子供発達支援センターも既存の所をイノベーションして、児童館だった所をリフォームして障がい者の施設にしているということもありますし、リフォームって意外と簡単にできるようですけれども、やっぱり障がい者に合ったフルリフォームをするというのは、普通の家のリフォームとはちょっと違うかもしれませんね。廊下の広さはどうか、それからトイレの幅はどうか、お風呂はどうとかっていうふうな、いろいろそういうことも考えながらのリフォームになるので、予算とかもちょっと多くなるかもしれないんですけども、やはり安心安全を考えて、障がい者の人が生涯そこで暮らしていけるということを考えたときには、ぜひ取り入れていただきたいなというふうに思っているところでございます。

今のところ、一つは開発許可のところまでいっている、一つは相談のところというふうな形の話をお聞きしましたがけれども、大まかな予定としては、いつ頃できるとかまではいってないという感じですかね。その辺を伺います。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

答弁のほうでお答えさせていただきました開発許可の進めている1件に関しましては、現在、県のほうに都市計画法上の開発許可の相談を入れている状況です。もう1件のほうは、全くの農地の状態からのグループホームを建築の相談になります。開発のほうの技術的な要件である等も今後充足させていかなくてはならないと思いますので、すみません、議員のおっしゃる大まかなスケジュールというのも、ちょっと今ここではお答えするのは難しいところです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 でも、ちょっと前はほとんどゼロに近かった。私が一番最初に質問をしたときはゼロの状態だったのが、県に相談に行くまでにと言うってことは、すごい進んでいるんだなというふうに情熱を感じます。そのような情熱の中で、これからも障がい者の人たちに対しての安心安全を築いていくためにも、町、そして障がい者、そして私も力不足ではありますけれども、みんなと一緒に協力して、つながる上三川にしていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

以上で三つ目の質問は終わります。

最後になりますが、子育て支援について。栃木県「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」には、使用済みおむつ持ち帰り施設ゼロにする目標が掲げられましたが、本町の進捗状況はいかがですか、伺います。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先月、栃木県が発表しました「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」において、保育所等における使用済みおむつ持ち帰りゼロ支援が取組みとして掲げられました。

使用済みおむつの処分については、国でも施設での処分を推奨しており、本町においても各保育所等の状況や意向等を踏まえ、方策について検討を続けてきたところでございます。

町内の保育所等のうち6施設については、既に施設での処分を行っておりますが、更に施設での処分を後押しできるよう、国の補助事業を活用し、使用済みおむつ保管用ごみ箱の購入補助について、このたびの9月補正予算に計上し議決を頂いたところであります。

施設への調査の中では、現在使用済みおむつを持ち帰りとしている施設では、処分にかかる費用の負担増を懸念する声もあり、そうした声も踏まえ、町では使用済みおむつの持ち帰り廃止の促進を図るため、来年度から使用済みおむつの処分費用の補助事業の開始に向け調整を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 今回の9月の補正予算で、ごみ箱を設置する補正予算をつけていただきました。本当にありがたいと思えます。

各保育園によっては違うと思うんですけども、処分費用にかかるお金というのはどのぐらいを予想しているのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 処分費用にかかるお金ですけれども、単純な処分、おむつの重さとか、そういったものの一般廃棄物の処分料の他に、各園がごみの収集を委託している委託費用、そういったものも含まれてきますので単純な計算というわけにはいきませんが、県内各市町確認しましたところ、おむね1人当たり300円から350円程度、これは月額になります、その程度で実施しているようでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 そうですね、やっている自治体とかを見ると、やはり300円から350円ぐらいを予算として計上するというふうな話になっております。

コロナ禍ということもありましたので、個人的なことではありますけれども、私も孫の送り迎えとかをしているときに入りまして、トイレの所に、誰ちゃん、誰ちゃんっておむつの袋が下がっていて、それが10個とか15個とかあるわけですよ。その中から自分の子供の、孫のおむつを取って帰ってきて、それで持ち帰るという形なんですけれども、それをやる保育士さんは本当に大変だと思うんですよ。取り替えました。誰ちゃんのだけここへ入れてというふうなことで、保育士さんの手間も省けますし、ましてや、コロナ禍でそれを分けてということで、そういう不安もあったと思いますし、このおむつゼロ運動、それはとてもいいことじゃないかなというふうに思います。

来年度からやっていただけるということでありがたいなというふうに思っていますし、お母さんたちも、やっている保育園とやっていない保育園があるというのは、上三川町は公立の保育園が1カ所もありませんので、みんな民間でよろしいんですよ。上三川町ってそうですよね。新聞の下のほうにもそんなように書いてありましたので、そうすると、民間の保育園にそういうことをやってもらうというのは結構ハードルも高かったのかなというふうに思いますけれども、それを親御さんのことを考えて、保育士さんのことを考えてやっていただけるというのは本当にありがたいことだと思います。

それをお話に行ったときの各園の様子というか、どんな感じだったですかね。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 今回ごみ箱の設置費用について助成しますということで、各園の意向調査、そういったものを実施した経緯もありますけれども、その中でもごみ箱の設置費用だけでなく、やはり処分費用に関わる負担が大きいということも各園のほうでは懸念しているというところは聞いておりますので、そういったところも含めて、今後、処分費用の助成というところも詳細を詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 やはりごみ箱と処分費用は一体というか、それが両方できれば園のほうは何も言わず納得していただけたと思いますので、やっぱり子供のため、それから保育士さんのため、そういうことを考えたときに、これはぜひやっていただけるということでありがたいなと思っています。

私としては、子育てって、ナッジ法則というんですかね、そっと背中を押していくという、そういうふうな法則があるみたいですが、ぐいぐい引っ張っていくのもあるかもしれないですけど、そっと背中を押していく、そんなようなつながりのある子育て支援を今後も本町には望みまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時39分 休憩

午後1時51分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 7番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 発言の許可が下りましたので、ただ今から私の質問に入らせていただきます。今回の質問は2点でございます。

まず、第1点目のプレミアム商品券事業について。

プレミアム商品券事業が毎年継続的に実施されているが、その事業効果はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

プレミアム商品券事業につきましては、流出する地元消費者を町内商店へ誘導し、商業の振興を図る事業者支援を目的として継続的に実施してまいりました。

また、今年度を含む近年では、物価上昇等に対する町民の皆様への生活支援の一面も目的に加え、その事業規模を拡大してございます。

御質問の事業効果でございますが、本事業実施により、令和2年度で約1億3,800万円、令和3年度で約1億8,900万円、令和4年度で約1億5,200万円の商取引が行われております。

加えて、令和4年度の内訳となりますが、全体の約73%の商品券が町内事業者において使用されております。

こうしたことから、地元消費者の町内商店への誘導、町内商店等及び町民生活の支援につきましては、相応の効果があったものと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 この商品券の購入状況と商品券が実際に使われた割合、発行額に対して実際に消費された、使われた割合というのはどれくらいになっていきますか。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

1点目でございますが、購入状況ということで御質問いただいておりますが、過去3年間の実績ということで申し上げさせていただきますと、令和2年度が第1弾と第2弾、令和3年度が第1弾から第3弾、令和4年度が第1弾から第3弾と、合計で3カ年で8回発行のほうをしてございます。そのうち販売した状況といたしますと、令和2年度、令和3年度に関しましては全ての予定冊数のほうが完売となってございます。令和4年度につきましては、最後の第3弾につきましてだけ、全部で3,500

冊発行予定のところ、175冊のみ未販売となったものがございます。

また、確認してよろしいでしょうか。お二つ目の質問の割合というのを改めてお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 例えば、商品券を1億円分販売しましたよという中で、実際に使われたのは、使われないのはというのあるかと思うんですよ。その割合、使われた割合がどれくらい使用されているのか。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

ただ今頂きました使用割合というのが多分換金率とイコールになろうかと思いますが、換金率につきましては先ほど申しあげました計8回のもの、全て99%を超えているような状況となっております。以上です。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 発行することによって経済効果が現れたというふうな先ほどの説明でしたけれども、町内商店街のどんな、例えば生鮮食品で何%、あるいは文具類で何%、あるいは学生服とか、いろんな業種があるかと思うんですけれども、そういったもので消費された全体の割合と、業種別にお聞かせ願えればと思います。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 具体的な例としまして、令和4年度の第1弾で行われたものにつきまして、統計のほうがございますので御説明させていただきます。

今回の業種の分け方としまして、飲食店、コンビニエンスストア、小売業、サービス業の四つの割合で、四つの分類に分けて統計のほうを取ってございます。飲食店につきましては15.36%、コンビニエンスストアについては14.25%、小売業につきましては57.98%、サービス業につきましては12.40%という結果となっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 分かりました。

それとですね、プレミアム商品券を発行することによって、町内での消費喚起ということを事業目的としておりますけれども、こういったプレミアム商品券をやった結果、そのプレミアム商品券で販売した各種業者というのが商工会のほうに換金の請求をするかと思うんですけれども、このプレミアム商品券を発行したことによって各取り扱った店で、発行していない状況の中、発行した状況でということで、どれくらい売上げが伸びたかという調査はしておりますか。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。

具体的な売上げが伸びたというような数字としての調査は行ってございませんが、令和3年度の11月に令和3年度の第1弾、第2弾の商品券発行終了後に、取り扱った事業者のほうにアンケート調査の

ほうを行っている状況がございます。そちらの状況で見ますと、調査対象が実際に商品券のほうを御利用、換金のほうがあった事業者101社ございました。回答のほうは57社から頂いて、回答率56.4%という状況となっておりますが、その中としまして、「この商品券により売上げ増加などの効果がありましたか」という設問に対しまして、「効果があった」と答えた事業者が全体の77.2%、44件があったというような回答を頂いております。

具体的な効果として伺っていた中で一番多かったところは、残念ながら「売上げが増えた」というよりは「新規の利用者が増えた」というような回答を頂いているのが一番多く、全体の約7割ぐらいの方がそのような回答を頂戴している状況です。

以上となります。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私、ちょっとネットのほうを引かせてもらったんですけども、「北九州市におけるプレミアム商品券関連事業の実施結果について」というようなことで、A4判、何ページかに載っているんですけども、その中を見るとアンケート調査をやったり、消費者に対するアンケート調査、あるいは事業者に対するアンケート調査というものの結果が載っております。

こういったことを上三川町では一覧表にして、まとめて結果を出しているというふうな事務作業は行っているかどうかということをお伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

本町のほうで、先ほど申しました令和3年度に行いましたアンケート結果につきましても、今後の庁舎内での事業の検討材料という形でアンケートのほうを行ったところもございますので、また、消費者の方に関しての具体的なアンケートという形ですと記録のほうございませんので、そういったものを公表している事実はございません。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 一つの補助事業の実施結果、いわゆるどのような効果があったかということで、プレミアム商品券をその年度年度で一つの冊子のような形で実績結果というのをまとめておく必要があるんじゃないかと思えます。そういう結果を踏まえながら、次期のプレミアム商品券がどのように取り扱ったらいいのかという一つの研究する材料にもなるかと思えますので、それをひとつやってみてください。

それと、業者の人が取り扱った商品券を持って行って換金されて業者の手元に現金が入るというのは、期間的にどれぐらいありますか。例えば「1週間で換金しますよ、月の半ばに換金しますよ、1カ月待ってください、1カ月後に換金しますよ」というふうな、そういった換金の方法、現実的に取り扱った商品券のお金が業者のほうに行く、その流れと期間ですね。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

具体的に申請があってお手元に入るまでに何日間あったかというところまでは、ちょっと把握のほうは、申し訳ございません、できてございませんが、約半年程度の期間の中で基本的には1週間ないし2

週間単位で、業者さんからお持ちいただいたものを各事業者さんに振り込むというような手続をローリングしていくような形で行っている旨は聞いております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃ、1週間から2週間でなっているってことですね。それは間違いないですか。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 過去の報告実績などを見ると、そのような形になっていると認識しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 中には資金繰りで、仕入れたものを即3日以内に仕入先に納めるとかというふうな業種中にはあるわけなんですよ。「1週間待ってくれ、2週間待ってくれ」という話の中ではなかなか取り扱った業者も大変かなというふうに思っていますんで、こういった換金して相手の事業者にお金が振り込まされるような、そういった作業の時間的短縮ですね、日数的な短縮を今後図っていかれたらいいんじゃないかなというふうに思います。そういったお願いをして、第1点目についての質問は終わらせていただきます。

続いて、第2点目、上三川町産業振興土地利用構想（案）について。

土地利用構想に基づく「産業団地」・「道の駅」の今後の整備に向けた事業計画についてお伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先日の議員全員協議会でも御報告させていただきましたとおり、このたび「産業団地」・「道の駅」の整備実現に向け、上三川町産業振興土地利用構想（案）において、石田・磯岡地区をそれぞれの整備適地として選定いたしました。

しかしながら、今回はエリアの選定のみを行っており、整備計画、整備手法、スケジュール等については、現時点では具体的に決まっていないことから、今後更なる検討を進めていく必要がございます。

こうしたことから、本9月定例会におきまして、「産業団地」・「道の駅」整備に向けて今後必要となる関係計画策定のための補正予算を上程し、御承認いただいたところでございます。

関係計画の策定期間といたしましては、産業団地については基本計画を今年度内を目途に、道の駅については基本構想・基本計画を来年度末を目途に策定したいと考えております。

「産業団地」・「道の駅」いずれの事業につきましても、未来に向けたまちづくりのため非常に重要な施策でありますので、関係者への丁寧な対応を行いながら、かつスピード感を持って関係計画の策定や関係手続を進め、早期の整備実現を目指していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 まずですね、この間示された上三川町産業振興土地利用構想（案）なんですけれども、この構想そのものはどういった形でつくられたのか、つくられた方のメンバーですかね、どういふ方たちが携わってこの作成に至ったのかということをお伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 今回の上三川町産業振興土地利用構想（案）につきましては、策定委員会を庁内に設けてございます。メンバーとしましては、副町長を委員長といたしまして、企画課長、都市建設課長、農政課長、商工課長のほうがメンバーとなっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 この事業に携わるであろうという担当課長が集まって、副町長が座長でやったということですよ。それで、この間示された中で、町長が今「これからやるんで細かいことはこれから」というような話だったんですけども、この間示された上三川町産業振興土地利用構想（案）における「産業団地」・「道の駅」整備適地の選定についてということで、この目的の中に「今後の更なる人口減少、高齢化社会が加速する中、いかにして人口減少を抑え、財源を確保していくかが喫緊の課題であり、それらを解決するための施策が必要とされる」ということで、こういった道の駅構想、産業団地構想ができたわけですけども、財源の確保というのをこれによってどれぐらい見込めたらいいのかなという希望的観測というものは持っていますか。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

財源の確保の部分となりますと、多くは産業団地の部分が財源確保として大きく寄与される事業かと認識いたします。産業団地に係る財源の確保という意味では、主には固定資産税と法人町民税、あろうかと思いますが、入っていただく事業者の業種などによりまして、金額などについてはなかなか算定のほうは難しいかと思いますが、やはり製造業などが入っていただきますと、償却資産などで固定資産税のほうが多く納税いただけるような状況になろうかと思いますが、より多く納税いただけるような企業にお求めいただけるのが理想的かなというふうに考えております。

以上となります。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 かなりの事業費がかかって整備するということになるんですけども、今までテクノパークかみのかわ、それとか、上郷4区にある工業団地、あるいは石田にある工業団地ですか、上三川インター南産業団地、これらを参考に、「これくらいはできたらいいよな、これくらいは財源確保ができたらいいよな」という構想すら金額的には持っていないんですか。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

現時点で、具体的な数字としてお示しできるものはございません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 前にも「生涯学習センターを造ってね、どれぐらいの整備費がかかるんですか」と言ったら、「これからやることなんで分かりません」という話から、最終的に副町長から、「最大でも15億円」という回答が返ってきたんですよ。一つの事業を起こして投資しますよ。そして、それを何年ぐらいで回収できればというのまではまだ難しいかと思うんですけども、「こういった業者が入った場合にはこれだけの資産、固定資産税が入るだろう」と、「これぐらいの償却資産が入ってくるだろう」と、「これぐらいの法人税が入ればな」と、そういった想定すらもしてないですかね。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げさせていただきましたが、今後産業団地のほうが実際に分譲という形になった際に、どういった企業がそちらをお求めになるかというのも今現在ですとなかなか当然、把握できないような状況となりますので、現時点として具体的にこのぐらいというような数字は持っているような状況ではございません。

以上となります。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 そういったあれだと、整備費用でどれぐらいかかるか分かんないんですけども、おっかないですよ。おっかないですか。私が起こす事業とすれば、そういった金額すらつかめないうで投資するというのはかなり極めて危険だと思うんですけど、その辺のところ憂慮してないですか。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

産業団地に限った話でお話しさせていただきますが、産業団地に関しましては、最終的には整備したエリアに関しまして企業の方に分譲するというような形になります。そうしますと、整備にかかった費用から売却した費用を除いて残った金額が、具体的な町の負担ということになってくるかと思いますが、各企業の皆様からはその後、操業が始まれば納税のほうを頂けるものかと思いますが、最終的には、かかる整備費に関してはペイできるものと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 投資した額、費用対効果というのは十分考えて、整備の目的の中に「財源確保が近々の課題である」というようなことが書いてあるんですから、「これぐらい入ればいいよな」、「工業団地を分譲して企業が活動し始めて、これぐらいの法人税が入ればいいよな」と、「償却資産はこれぐらい入ればいいよな」って、そういった想定すらできてないというのは極めて危険じゃないかと思います。例えばテクノパークかみのかわを整備された上三川町を見て、工業団地が何社入ってて面積が幾らで、40ヘクタールだからこれぐらいの企業が入るだろうと、そういったものを想定した段階で、財源確保がこれぐらいは見込めたらいいよなと、それぐらいぐらいは検討しないと、おっかないんじゃないですか。

それと、次にですね、道の駅関係、二つ同時に質問はしていますけども、工業団地あるいは産業団地

の用地取得はいつ頃予定して、いつ頃整備完了予定なのかということ。いわゆる工業団地の敷地の整備、道の駅の敷地の整備、用地買収はいつ頃完了して、道の駅に限って言えば道の駅はいつ頃完成をめどに開業するというふうな観測はしていますか。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今、議員のほうから頂きました御質問は、産業団地ないし道の駅の今後の事業スケジュールということで御質問を頂いたものかと思われます。こちらに関しましては先ほど町長の答弁でございましたように、今回の9月補正におきまして、両事業の基本構想ないし基本計画の計画策定の事業費のほうを議会のほうで御承認いただいております。こちらの予算を活用しまして計画のほうを策定して、その中で具体的な事業スケジュールについても精査していきたいと考えております。

以上となります。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 道の駅はいつ頃までに完成させて、いつ頃から開業する、したい。じゃ、そのために用地買収はいつ頃したい。工業団地にしても、40ヘクタールの土地の取得をいつ頃までにしたい。そういった最終的な目標計画があって、今の段階で補正予算を取って事業計画をしているわけですよ。だから、頭がいつ頃なんかということ、これに向かって進めているわけですよ。そういった完成年度とかというのは頭にないんですか。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。

現時点で具体的に、最終的な完成年度というところでお示しできる状況ではないとなっております。以上です。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 一つの大きな事業をやるのには、大きくても小さくても同じですけども、いつ頃までに完成ということで地権者説明から始まるんじゃないですか。地権者交渉が難しかったり、予算的に買収費が思ったように予算ができない。それでもって事業が何年計画でやるものが何年か延びたと、そういったのが事業というものじゃないかと思うんですよ。今の段階だから、いつ頃までに完成させたいなというふうなことを実際頭の中に持っているわけですよ。持っていないんですか、整備目標というものを。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。

今、議員のほうからもございましたように、最終的に出来上がるまでの間には、想定してない障害ですとか、あとは、特に道の駅に関しましては今後の事業手法として、民間の活力をどのように事業の中に組み込んでいくかということによりまして、事業の最終年度、ゴールとなる部分というのは大きく変わってまいりますので、現段階ですと希望とする部分ということの御回答は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 同じようなことを言葉を変えて何度も聞いてもしょうがありませんから、一つのですね、整備目標年度というのを決めて、それに向かって事業を進めていくというのが事業じゃないかと思うんです。事業の進捗状況によって紆余曲折があって事業年度が延びるということはやむを得ないと思うんですけども、一つの完成年度、事業完了年度というのを一つの目標として掲げてみてください。それに向かって邁進するということが事業を成功に導くものと私は思っていますので、私が今言ったことも頭の中の片隅に入れておいてやってみたらいいんじゃないですかね。

ということで、私の質問をこれで終わります。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時22分 休憩

午後2時34分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 順序に従いまして、質問をさせていただきます。私は1点、いきいきプラザ指定管理についてお尋ねしたいと思います。明快なる答弁を町長にお願いしておりますので、お答えくださるようお願いいたします。

まず最初に、一つ目、いきいきプラザが開館して15周年になり、いろいろな催物があるように聞いております。また、いろいろなところで不具合が出ているが、どのように思っているのか、町長にお尋ねします。

二つ目、指定管理費用は15年間で28億1,609万円になりますが、この額をどのように思っているかお尋ねします。

3番目に、修繕費は15年間で4,100万円以上になりますが、年間だと270万円一般財源からお支払いしていると思うんですが、この額は妥当だというふうに認識しているのかお尋ねします。

4番目に、前猪瀬町長のときは年中無休だということであそこが開館したと思うんですが、なぜ星野町政ではメンテナンスのために連休するのか、その理由は。どこをメンテナンスしたのか分からないまま、また、指定管理者の要望でそうしたのか、理由を伺いたいと思います。

続けてやっていきますので、再質をするときには前後することがありますが、御容赦ください。

令和元年と令和2年の2カ年の自主事業報告があるが、町のものと裁判所に提出した乙第4号証に違いがあるその理由は御存じですか。

6番目に、指定管理における情報公開請求において、非公開部分の理由は。町に不都合なことがあるのかをお伺いしたいと思います。

明快なる答弁をお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

御質問にございましたとおり、上三川いきいきプラザが平成20年度に開館してから15年が経過する中で、経年劣化等により修繕及び更新等の対応を要する箇所が増加していることは承知しております。費用や優先度を考慮した上で、安全に施設を利用していただけるよう対処してまいります。

御質問の2点目についてお答えいたします。

プラザの指定管理者につきましては、5年間の指定管理期間ごとに事業者を公募し、外部委員による審査会により候補者を選定した上で、議会の議決をいただき、指定管理者として指定しているものでございます。

指定管理料の額につきましても、審査における重要な審査項目の一つであり、適正な指定管理料を支出していると考えております。

御質問の3点目についてお答えいたします。

施設の維持管理に関しましては、質問にございますような修繕費に加え、計画的に設備更新等を行うための計画修繕等の経費がかかっております。安全な施設運営を継続していくためには必要な経費であると考えております。

御質問の4点目についてお答えいたします。

プラザの休館日につきまして、御質問の中で以前は年中無休であったとの指摘がございますが、開館当初より定期的な休館日を設けておりましたので、年中無休で実施したことはございません。

休館日の設定につきましては、指定管理期間ごとに指定管理者の提案に基づく見直しを行ってはおりますが、2月中に約1週間のメンテナンス休館を設けることについては、平成20年の開館当初から継続している状況でございます。

プラザを円滑かつ適正に運営するため、敷地内の維持管理及び計画修繕等に関する業務を滞りなく行う必要があり、その作業にかかる日数を確保するため、連続した休館日を確保しているものでございます。

直近の令和4年度におきましては、冷水や温水を循環させるためのポンプ設備のオーバーホールや、非常放送設備の更新工事、全館停電が必要となる電気設備の法定点検等を実施いたしました。

御質問の5点目についてお答えいたします。

令和元年度と令和2年度の自主事業に係る収支報告について、各年度の事業完了後に指定管理者から報告書の提出を受けているものでございますが、収支が異なる報告書が存在するという事実はございません。

御質問6点目についてお答えいたします。

情報公開請求への対応につきましては、上三川町情報公開条例等関係する規定にのっとり適正に実施しているものでございますので、町に不都合はございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃ、再質をさせていただきます。

まず一つに、修繕費とメンテナンスということは、「幾らまでは修繕費は町が持ちます、幾らまでは指定業者が持ちます」という約定があると聞いております。そうすると15年間で4,000万以上の修理代は町が持つべきものが全てだったということなんでしょうか、お聞きしますが。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど議員のほうから御意見ございました、ある一定の金額で町が修繕するものと指定管理者が修繕するものがございますが、現在30万円未満のものに関しましては、指定管理者のほうの指定管理料の中での修繕をお願いしております。それ以上の金額の修繕に関しましては、これは管理運営上必要な早急な修繕が必要だということで、町のほうの予算のほうで修繕しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとその額は、その都度その都度確認を取ってやったことで、この合計になるのでしょうか、お伺いします。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃっていただいた金額のほうとイコールの同じ金額とは申し上げられないんですが、町のほうとしましては、30万円未満の修繕であったとしても指定管理者のほうから修繕のほうの報告を受け、「やっていかどうか」ということで相談を受けて、そこで、町のほうで「修繕のほうをしてください」という流れで修繕をしておりますので、指定管理料の中で払う修繕に関しましては、町のほうで管理、確認のほうをしております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 先ほど町の自主事業の報告が違ってないということなのですが、なぜ違っているかということになりますと、町長も御存じのように情報公開の今、裁判を……。

○議長【高橋正昭君】 勝山修輔君に申し上げます。これ、質問順序が1、2、3、4、5、6、ありますが、この質問順序にやっていただけますか。そうでないと、答弁者のほうも困ると思います。

○9番【勝山修輔君】 そうですか。それでは、2番目の指定管理費が28億1,609万円というやつは妥当だというふうに町長は今答弁しておりますが、いきいきプラザを造った額よりも指定管理料をこのまんま、あと何年お続けになるつもりなのか。水泳振興会との契約以外に契約はこの15年間ないんですが、また継続してこのようなことになるのか、答弁願えますか、町長。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 指定管理の期間というのは5年ごとになっておりますから、また、期間が満了することになれば次の指定管理者を募集、公募をかけますので、そのとき一番優れている業者が指定管理の業者として契約することになると思います。

○議長【高橋正昭君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとこの10年間、5年ごとの契約だということは3回契約したんですね。そして、他の業者が一度も現れなかったというふうに聞いているんですが、辞退されていないのでしょうか。それとも、途中で失格しているとか、申請した会社は何社あったとかというのは御存じですか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今、今年の令和5年度から始まりました第4期に関しましては、確かに議員がおっしゃるとおり今の指定管理者だけが応募をさせていただきまして、今の指定管理者のほうに決定いたしました。しかし、第3期か第2期かはっきりはしないんですが、ほかにも今の指定管理者以外の応募がありまして、審査の上で現在の指定管理者のほうに決定しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、この次の契約のときにまた現れた会社があるとすれば、よく精査して、今の指定管理者よりいい条件なら変更できるというふうな考えでよろしいでしょうか、町長。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 もちろん町のほうで公募の要件を出して、それに該当する業者の中で一番優れた業者が、町としては契約することになると思います。

○議長【高橋正昭君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 その言葉を聞いて安心しました。違う会社が出てくることを願っております。

それから、2番目の15年間で28億円の指定管理料が「健全なものである」というふうに町長は答えていますが、これは原資は税金で賄っているんですね。そうすると、この税金をこれから使っていくということになると、あそこを建てた金額より多くなっているということは理解していますよね。すると、50年しか使えないという建物ですから、あと25年たつと50年になります。私もその頃はあの世に行っていないのでどうなるか分かりませんが、これだけのお金を使ってですね、町民はどのくらいの健康と、どのくらいのものを町民にですね、与えられているかという計算はしたことございますか、町長。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 健康の度合い、それをいきいきプラザの効果ということで数値的に表すというのは非常に難しい面がございますので、そこに関してはちょっとお答えはできないことになると思います。ただ、コロナの状況もありましたけど、あれだけ多くの方に御利用いただいているということは、それなりの評価はいただいているものと考えております。

○議長【高橋正昭君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 年間で費用を計算してもですね、町民1人当たりが払っていくのと健康に増進しているのを金銭的にはできないでしょうが、あまりにも膨大な金額になるというふうに自分で、これでまた町が建てるときの起債というのを払ってまだ残りがあるんですが、それを考えるとですね、箱物を造って民間に委託するというのがこんなに費用がかかるんだというふうに痛切に思うんですが、ま

た今度何か造ろうとしているんですが、このメンテナンスもその会社がやるなんていうことはあり得ないんですね。どうでしょうか、町長。

○議長【高橋正昭君】 勝山議員に申し上げます。ただ今の発言はこの通告質問には関係ないことだと思うんですが、いかがですか。

勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 議長、関係があるか、あなたが考えられたんでは質問していけないんですが、何の関係ないという理由でしょうか。

○議長【高橋正昭君】 この通告質問に関連があるんですか。

○9番【勝山修輔君】 だから、お金がかかっていくことが健康増進のために建てたもんですから、どのくらいのあれですかと聞いてるんですよ。じゃ、あなたに先に聞きましょうか。

○議長【高橋正昭君】 私に聞かれても困ります。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、黙っててください。

じゃね、4番目に行きますが。

○議長【高橋正昭君】 3番はどうなんですか。

○9番【勝山修輔君】 3番は結構ですよ。

○議長【高橋正昭君】 やらないんですか。

○9番【勝山修輔君】 やりません。

じゃあ、4番目に移りますが、「**前町長のときは年中無休だったんじゃない」というふうに聞いているんですが、私のときには休みなくやっていたというふうに認識していますが、最初からメンテナンスの休みがあったというふうに書いてありますか。どうでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

第1期からのいきいきプラザの休館について御説明いたします。

まず、第1期に関しましては、毎週月曜日と年末年始、また2月中に1週間程度の休館をしております。

また、第2期に関しましては、毎月1日、年末年始、同じく2月中に1週間程度のメンテナンス休館。

第3期に関しましては、毎月29日から月末まで、年末年始、同じく2月中にメンテナンス休館をしております。

現在第4期に関しましても、毎月29日から月末まで、また年末年始、そして2月末に1週間程度のメンテナンス休館を頂いております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、私の認識違いだったんでしょう。私は、毎週月曜日が休みだって、年末年始だけだというふうに思って、メンテナンスの休みはないというふうに認識していたもんですからこの質問をしましたが、今の質問では、月曜日と年末年始とメンテナンスのときが休みだったということでもいいんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 はい、議員のおっしゃるとおりです。

○議長【高橋正昭君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあ、今私が5番目で話をしようと思ったのを止められてしまったんで、今、令和5年と令和2年の2カ年の自主事業報告があるが、町のものとは裁判所に提出したものが違いがある、そのわけはということでお尋ねしますが、今、令和元年と2年を、私が情報公開条例にのっとって裁判所に提訴してる問題がございます。私は情報公開をすべきであるという信念を持ってやっていますが、なぜその信念があるかという、この質問書の一部に民法の第1条に基本原則というのがあります。町長御存じだと思いますが、私権は公共の福祉に従う。分かりますか、私権は公共の福祉に。私権というのは、今指定管理者になっている会社のことが当てはまると思います。権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に試すことを要する。これは民法の大原則です。企業のノウハウや個人の保護がいかに大切であっても、町民の税金負担等が明らかに増大することであるならば、情報公開に応じるのは当然の義務ではないのか。公共福祉、町民の知る権利に背離しているのではないかと憂慮しますが、この民法第1条第1項の原則を町長はどのように理解し、また、民法の第1条にこういう規定があることは御存じですよ。それによって私は質問をしているんですが。

○議長【高橋正昭君】 勝山議員に申し上げます。これ、(5)の通告だと思いますが、これに今の話はどのようにつながっていくんですか。

○9番【勝山修輔君】 今、私、言ったでしょう、先に。今裁判をしているんですが、情報公開で。

○議長【高橋正昭君】 裁判はどなたがやっているんですか。

○9番【勝山修輔君】 私は「町に情報公開をしろ」と言っているんですが、町が「情報公開をしないよ」ということなので裁判になっているんです。

○議長【高橋正昭君】 その裁判は自分でやっているんですか。

○9番【勝山修輔君】 私がやっています、町に。

○議長【高橋正昭君】 それはこの議会で持ち出す話じゃないと思うんですが。

○9番【勝山修輔君】 議員も町民の一人です。議員が情報公開をしても行政が情報公開に従わなければ、何に訴えるんですか。議会でやってくれますか。

○議長【高橋正昭君】 この通告書の。

○9番【勝山修輔君】 通告書のとおりにはやっています、今。分かりますか。

○議長【高橋正昭君】 とてもそう思えないんですけど。

○9番【勝山修輔君】 思わないのは議長さんだけでしょう。私は今実費で弁護士を立てて、行政と訴訟を起こしています。

○議長【高橋正昭君】 私は公務でこの議長席に座っています。

○9番【勝山修輔君】 ですから、今、町長の弁護人は税金で賄っている弁護士が相手です。

○議長【高橋正昭君】 それは裁判所でやったらいいんじゃないですか。

○9番【勝山修輔君】 裁判所でやっていますから、その違いがどうして出てくるかと聞いてるんです。ここに書いてあるでしょう。乙号証で出てきたものが、私が出したものと違うものが出てきていますよ

と。どうしてこういうことが起こるのですかと聞いているんです。あなたに分かるんでしたらお答えください。議長さんに分かるんでしたら、あなたでもいいんですよ。私は乙号証というのと甲号証というのが出ているんですが、それで間違っただけが出てきているからどういうことですかと今町長に聞いているんです。

○議長【高橋正昭君】 通告書にあるそれに沿って発言をしてください。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、書いてあるでしょう、ここに。提出した第乙号証、4号証に違いがあるが、その理由は、と言っているんです。通告書のとおりを書いてあるでしょう。裁判所でやっても。

○議長【高橋正昭君】 それは上三川町の議会でやる話じゃないんじゃないですか。

○9番【勝山修輔君】 ですから、私が言っているんです。

○議長【高橋正昭君】 私はそう思います。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、黙ってください。今私が説明しますから。

○議長【高橋正昭君】 いや、説明は要りません。発言を停止してください。

○9番【勝山修輔君】 何を、停止するの？ やめろということ？

○議長【高橋正昭君】 議長の話が聞けないんじゃない、発言を許すわけにはいきません。

○9番【勝山修輔君】 何？ もう1回言って。

○議長【高橋正昭君】 私が言ったことに対してその話が聞けなければ、発言する資格はありません。発言を停止します。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、これからやめろということね。

○議長【高橋正昭君】 そうです。

○9番【勝山修輔君】 こっから。

○議長【高橋正昭君】 はい。

○9番【勝山修輔君】 全部やめろってことだね。

○議長【高橋正昭君】 5番だけは通告書には当てはまらない。

○9番【勝山修輔君】 分かりました。じゃあ、6番をしましょう。

6番で、指定管理における情報公開請求において、非公開部分の理由は、町に不都合なことがあるのかお伺いしますということで再質しますが、株式会社水泳振興会の自主事業を、経営の透明性を図り町民に説明責任を果たす観点から、指定業者に交わる支出の一部を公開させていただくことになりましたというのは水泳振興会が書いてきた文面です。なお、本町の条例により一部公開が妥当とされたものは、公開するのだと言うならば公開しない理由を教えてくださいということなんですが、町ではこのことを御存じですか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

町としましては、今の指定管理者の自主事業の一部に関して非公開としている理由としましては、公開することにより今の指定管理者の企業としての企業秘密と言うべき情報が開示されることにより、今後の指定管理の競争等に不利になるという意見を受けまして、町としてはそれに関して同意し非公開としたものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 この文面は町から頂いたものではないんですよ。これは指定業者から頂いた文面なんです。「町でそういう指定をしたから情報公開しますよ」と言っているわけですね。そうすると、水泳振興会が「町が言えば出しますよ」ということなら、出してもらえばいいんじゃないですか、黒塗りにしないで。「ノウハウ、ノウハウ」と言っていることは、先ほども申しましたけど、ノウハウと株式会社の利益とは、ノウハウには当たらないという結論が出ているんです。だから、こういうふうな文面を水泳振興会が出してきたのを、なぜ町はかたくなに「情報公開をしない」と言うのかが分からないので、今聞いているんです、町長。今、町長、この文面は「ノウハウを公開しろ」と言えば、水泳振興会は「出すよ」と言ってるんですよ。町が出した書類ではないんですよ。それを町が「情報公開するな」と言うからうちは出さないというふうに解釈しているんですが、なぜ、「出すな」という理由は何ですか。町長、教えてください。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 勝山議員が持っていらっしゃるその資料が、私としてはちょっとどういうものか分からないので、今回答が非常にしづらい状況になっております。

○議長【高橋正昭君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今これは町に言ったもんじゃないから、町長が「分からない」というのが当然です。これは私どものほうが頂いたものですから、水泳振興会から。そうすると、今ここで言ったとおりに、「言ってくれば出しますよ」と言っているんだから、町が「出すな」という理由はないわけですよ。これをもう一度調べてもらえば、水泳振興会は「出してもいいですよ」と言っているわけだから。なぜ町が「情報公開をするな」と言っているのか理解ができないわけです。

そして、このことを長々とやってても町長が「知らない」ということを言ってる。また、議長が「その質問はちょっとおかしいから裁判でやれ」とかって言ってんだから、私は裁判で続けますよ、結論が出るまでね。だから、このことを今説明しなくても結構ですが、相手が言っていることなら行政としては情報公開をすべきなんだから。今、私、憲法で言ったでしょう。町民であれ、議員であれ、誰であれ、情報公開をなささいということはノウハウは関係ないんだよと。決算のことだけなんだから。だから、出してくださいということなんですね。

公認会計士に依頼して、他の行政では委託をしている会社の公認会計士が計算をしたものを議会に提出するそうです。行政を通してですよ。それを議員が、「これならいいよ」と言って監査をするんだと。町も監査委員がいて監査をしているわけですよ。これはなぜかという、税金だからです。だから、指定管理者もそういうふうになるべきなんです、なぜ、かたくなに行政が一民間株式会社を庇護するようにしか私には思えないんですよ。何で明確にして、「余ったお金は町に返しますよ」と。「これだけは私どもはもらわなきゃやっていけませんよ」ということでいいんじゃないかと思うんです。全部うやむやにしているから「情報公開しろ」と言ってるわけですから。「ノウハウだノウハウだ」と言ってるのは、今は水泳振興会は言っていないんです。行政が言ってるんです。何か不都合な点でもあるのかなというふうに私は考えてしまうんですよ。

私はこれで、情報公開、いきいきプラザの指定管理の話をやめたいと思いますが、私の気持ちとしてね、個人情報の保護とノウハウの保護は、ノウハウの保護は民法の大原則の公共の福祉に違反することであって保護してはならないという質問で終わりにしたいと思います。

私はこの質問をするために本当はやったのではないんですが、農地法と土砂条例について町長の決裁が下りませんので、弁護士からの答弁が得られず、いきいきプラザに変えたわけです。町長の答弁次第ではね、町長も土砂条例と農地法違反の***になり得るということを付け加えて、私の質問を終わりにします。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 勝山議員に申し上げますが、情報公開についても、これまでも、これからも、条例、規定に基づいてきちんと町のほうで審査して、法律にのっとって全て業務を進めています。また、必要なときには顧問弁護士に相談して、顧問弁護士の先生から御指導いただいて、今までも、これからもそうしていきますので、その辺のところは、ここに、町に不都合があるのかという、改めて不都合は全くないと申し上げておきます。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、私の質問を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君の質問が終わりました。

一般質問途中であります、本日はこれで延会といたします。

なお、明日5日も午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後3時10分 延会